

# 官報号外 昭和三十年六月十六日

○第一回 衆議院会議録第二十九号

昭和三十年六月十六日(木曜日)

議事日程 第二十八号

昭和三十年六月十六日

午後二時開議

一 恩給法の一部を改正する法律  
の一部を改正する法律案(内閣  
提出)の總旨説明

二 寒冷单作地帯振興対策  
審議会委員の選舉

三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

四 在外公館の名称及び位置を  
定める法律等の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

五 日本住宅公団法案(内閣提  
出)

六 公営住宅法第六条第三項の  
規定に基き、承認を求める件

七 本日の会議に付した案件  
議員懇親の件

八 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

九 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十一 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十四 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十五 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十六 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十七 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十八 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

十九 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

二十 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿一 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿四 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿五 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿六 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿七 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿八 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

廿九 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

三十 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

卅一 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

卅二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

卅三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

卅四 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

卅五 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

卅六 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第五 住宅融資保険法案(内  
閣提出)

日程第六 公営住宅法第六条第三  
項の規定に基き、承認を求める  
の件

日程第七 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第八 在外公館の名称及び位  
置を定める法律案(内閣提出)

日程第九 日本住宅公団法案(内閣提  
出)

日程第十 公営住宅法第六条第三項の  
規定に基き、承認を求める件

日程第十一 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十四 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十五 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十六 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十七 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十八 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第十九 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十一 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十四 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十五 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十六 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十七 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十八 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第二十九 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十一 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十四 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十五 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十六 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十七 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十八 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第三十九 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第四十 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第四十一 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第四十二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第四十三 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

日程第四十四 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選舉

奥村又一郎君 石山 勝作君

吉川 雄光君

山村新治郎君 小枝 一雄君

青木 正君

吉川 雄光君

対策審議会委員に

説教は、湿田單作地域農業改良促進

の選挙を行います。

第二 湿田單作地域農業改良促進  
対策審議会委員の選挙

中居英太郎君 を指名いたします。

第三 在外公館の名称及び位置を  
定める法律等の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

良促進対策審議会委員の選挙について  
は、その手続を省略して、議長におい  
て指名せられることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認  
めます。よって許可するに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認  
めます。

三三七

官報(号外)

在スイス日本国公使館	スイス ベルス
在イラン日本国公使館	イラン テヘラン
在レバノン日本国公使館	レバノン ベイルート
在イスラエル日本国公使館	イスラエル テル・アビブ
在グラダグナ日本国公使館	グラダグナ マナグア
在エティオピア日本国公使館	エティオピア アディス・アベバ
改め、在ラングーン日本国総領事館	ビルマ ラングーン
在ハンブルグ日本国総領事館	ドイツ ハンブルグ
在ハンブルグ日本国総領事館	ドイツ ハンブルグ
在ベルリン日本国総領事館	ベルギー ベルリン
在レオボルドヴィル日本国領事館	ベルギー領コンゴー レオボルドヴィル
在レオボルドヴィル日本国領事館	フランス領モロッコ カサブランカ
(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正) 第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。	を削り、を に改め、公使館の項中
別表大使館の項中	及ひ
エジプト	115'000 111'000 105'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
ヴィエトナム	110'000 111'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
ラオス	105'000 111'000 105'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
カンボジア	105'000 110'000 105'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
セイロン	110'000 95'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
オマーン	110'000 110'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
カタール	110'000 110'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
アラブ首長連邦	110'000 110'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
イラン	110'000 110'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
イエメン	110'000 110'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000
アフガニスタン	110'000 110'000 110'000 85'000 75'000 65'000 55'000 45'000 35'000 25'000 15'000 10'000



官報(号外)

附带決議案

- 一、大使の階級を多くし大使の任命につき任地の実情に応じ少壮者をも任命し得る制度を確立すること。
- 二、大公使は格式若くは情勢による老朽無能者を排斥し任地の需要に適う役に立つ人材を任命すること。
- 三、在外公館の因定経費、人件費を節約し流动経費を増額して館の効率を上げること。
- 四、名譽領事制度並に兼職制度を充実し重要ななる正式公館を整理すること。
- 五、公正なる立場の警察官による警察を厳重にすること。
- 六、在外公館の種類を変更するには、特に緊急の必要ある場合を除き、政令によらずして法律により之を行なうこと。

統いて、自由党北澤直吉君、日本社会党森島守人君及び日本社会党松本一郎君から、それぞれの党を代表してト附帯決議を付して本法律案に賛成の意を表明せられましたが、これらの詳細につきましては委員会議論により御了承を願います。

かくて、採決の結果、本法律案並びに附帯決議案は、いずれも全会一致をもって可決せられました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（森谷寅次郎）採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（森谷寅次郎）御異議なしと仰めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 日本住宅公団法案（内閣提出）

第五 住宅融資保険法案（内閣提出）

第六 公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件  
○賃貸（含む賃入者） 日程第四、日本住宅公団法案、日程第五、住宅融資保険法案、日程第六、公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件、右三件を一括して議題いたしました。委員長の報告を求めます。建設委員長内海安吉君。

員長内海安吉君。

日本住宅公団法案

日本住宅公団法

目次

第一章 総則（第一条～第九条）

第二章 管理委員会（第十条～第十九条）

第三章 役員及び職員（第二十一条～第三十三条）

第四章 貸務（第三十一条～第三十四条）

第五章 土地区画整理事業（第三十五条～第四十三条）

第六章 財務及び会計（第四十四条～第五十五条）

第七章 監督（第五十六条～第五十七条）

第八章 捕則（第五十八条～第六十一条）

第九章 刽則（第六十二条～第六十四条）

附則 第一章 総則（目的）

第一条 日本住宅公団は、住宅の不

導する労働者のために耐火性能を有する構造の集合住宅及び宅地の大規模な供給を行ふとともに、健全な新市街地を造成するための土地整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本住宅公團(以下「公團」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公團は、主たる事務所を重京都に置く。

2 公團は、必要な地に從たる事務所を重所を置くことができる。

(資金)

第四条 公團の資金は、六十億円と公團の設立に際し地方公共団体が出资する額の合計額とする。

2 政府は、公團の設立に際し前項の六十億円を出资するものとする。

3 公團は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公團がその資本金を増加するときは、公團に出资することができる。

5 政府及び地方公共団体は、公團に出资するときは、土地又は建築物その他の土地の定着物(以下本条において「土地等」という。をもつて出資の目的とすることができる。

在における時価を基準として評価  
委員が評議した額額とする。  
7 前項に規定する評価委員その他の  
評価に關し必要な事項は、政令で  
定める。

(定款)

第五条 公團は、定款をもつて、次  
の事項を規定しなければならな  
い。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資本に関する事項

五 管理委員会及びその委員に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 住宅債券の発行に関する事項

九 会計に関する事項

十 公告に関する事項

2 定款の変更は、總裁大臣の認可  
を受けなければ、その効力を生じ  
ない。

(登記)

第六条 公團は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ  
い。

2 前項の規定により登記しなくて  
ばならない事項は、登記の後でな  
ければ、これをもつて第三者にお  
抗することはできない。

3 登記した事項は、登記所にお  
て、通常なく、公告しなければ  
ならない。

(解散)

第七条 公團の解散に関する事項  
は、次項に定めるものを除くほ  
う、別表第3のとおり。

2 公團が解散した場合において残余財産があるときは、これを公團に出资した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。  
 (名称使用的制限)  
 第八条 公團でない者は、日本住宅公團といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)  
 第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公團に準用する。

第二章 管理委員会  
 (監督)  
 第十条 公團に、管理委員会(以下本章において「委員会」といふ)を置く。

(権限)

第十一條 次に掲げる事項は、委員会の職務を経なければならない。

一 定期の変更  
 二 予算、事業計画及び資金計画  
 三 決算  
 (総務)

第十二条 委員会は、委員五人及び公團の裁裁をもつて組織する。

4 委員会は、あらかじめ、委員の員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)  
 第十三条 委員は、建設大臣が任命

する。この場合においては、委員のうち一人は、公團に出资した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。

(名称使用的制限)  
 第十四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任期)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

2 委員は、再任されることができ

る。

3 委員は、公團の職務を執行する。

4 委員は、公團の職務を執行する。

5 委員は、公團の職務を執行する。

6 委員は、公團の職務を執行する。

7 委員は、公團の職務を執行する。

8 委員は、公團の職務を執行する。

9 委員は、公團の職務を執行する。

10 委員は、公團の職務を執行する。

11 委員は、公團の職務を執行する。

12 委員は、公團の職務を執行する。

13 委員は、公團の職務を執行する。

14 委員は、公團の職務を執行する。

15 委員は、公團の職務を執行する。

16 委員は、公團の職務を執行する。

17 委員は、公團の職務を執行する。

18 委員は、公團の職務を執行する。

19 委員は、公團の職務を執行する。

20 委員は、公團の職務を執行する。

21 委員は、公團の職務を執行する。

22 委員は、公團の職務を執行する。

23 委員は、公團の職務を執行する。

24 委員は、公團の職務を執行する。

25 委員は、公團の職務を執行する。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他の委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。  
 1 副委員長は、定款の定めるところに心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
 2 委員は、建設大臣が欠員のときはその職務を代理し、總裁及び副總裁を補佐して公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を代理する。  
 3 理事は、定款の定めるところに事故があるときは、公團を代表し、總裁及び副總裁を代理する。  
 4 監事は、公團の業務を監査する。  
 5 計算は、前項の規定によりその任期に係る役員を解任しようとすることは、あらかじめ建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員の職務及び権限)  
 第二十二条 委員は、公團を代表し、その任命に係る役員が第十六条第一項各号の一に該当するときは、その他の委員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任する。  
 第二十三条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 第二十四条 第十五条第一号から第四号までの二に該当する者は、役員となることができない。

(役員の解任)  
 第二十五条 建設大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が第十五条第一号から第四号までの二に該当するに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の解任)  
 第二十六条 建設大臣は、委員が前条第一項各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の解任)  
 第二十七条 公團と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表權を有しない。この場合においては、監事が公團を代表する。

(代理人の選任)  
 第二十八条 総裁、副總裁及び理事は、公團の職員のうちから、公團の業務の一部に關し、一切の裁量上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

(役員の任命)  
 第二十九条 公團の職員は、總裁及び副總裁の公務員たる性質を有する。

(役員の任命)  
 第三十条 第十九条の規定は、代役及び副總裁について準用する。

(第四章 職務)  
 第三十一條 公團は、第一条の目的を達成するため次の要務を行

一 住宅の建設、賃貸その他の管  
理及び譲渡を行ふこと。  
二 宅地の造成、賃貸その他の管  
理及び譲渡を行ふこと。  
三 公團が賃貸し、又は譲渡する  
住宅及び公團が賃貸し、又は譲  
渡する宅地に建設される住宅の  
居住者の利便に供する施設(以  
下本章において「施設」という)  
の建設、賃貸その他の管理及び  
譲渡を行うこと。  
四 前三項に掲げる業務に附帯す  
る業務を行うこと。  
五 土地開墾整理事業を施行する  
こと。  
六 前五号に掲げる業務の遂行に  
支障のない範囲内で、委託によ  
り、住宅の建設及び賃貸その他の  
の管理、宅地の造成及び賃貸その  
他の管理並びに施設の建設及び  
賃貸その他の管理を行ふこと。  
七 (住宅の建設等の業務)  
第三十二条 公團は、住宅の建設、  
賃貸その他の管理及び譲渡、宅地  
の造成、賃貸その他の管理及び譲  
渡並びに施設の建設、賃貸その他の  
の管理及び譲渡を行ふときは、政  
令命令で定める基準に従つて行わ  
なければならない。  
(業務方法書)  
第三十三条 公團は、業務開始の  
際、業務方法書を定め、建設大臣  
の認可を受けなければならぬ。  
これを変更しようとするときも、  
また同様とする。  
二、前項の業務方法書に記載すべ  
き事項は、建設省令で定める。

(地方公共団体の長の意見の聽取  
第三十四条 公団は、住宅の建設設立  
は宅地の造成をしようとするときは、  
は、当該住宅の建設計画又は宅地  
の造成計画について、あらかじ  
め、当該住宅の建設又は宅地の構  
成をしようとする地域をその区域  
に含む地方公共団体の長の意見を  
聞かなければならぬ。

第五章 土地区画整理事業  
(土地区画整理事業の施行)  
第三十五条 公団が施行する土地  
区画整理事業(昭和二十九年法律第  
十九号)第三条の二第一項の規  
による土地区画整理事業(以下  
三十九条、第四十二条及び第四  
三条を除き、本章において「土  
地区画整理事業」という。)につい  
ては、同法及び本章の定めるところ  
による。

(規程及び事業計画)  
第三十六条 公団は、土地区画整  
理事業を実行しようとするときは、  
施行規程及び事業計画(土地区画  
整理事業の事業計画をいい。)以  
本条において同じ)を定め、建  
大臣の認可を受けるなければならない。  
い。

2. 公団は、前項に規定する認可  
申請をしようとするときは、第  
項の規定により認取した地方公  
団体の長の意見を記載した書類  
認可申請書に添付しなければなら  
ない。

3. 土地区画整理事業第五十三条各  
項の規定は、第一項の施行規程  
について、同法第六条の規定は  
同項の事業計画について準用す

4 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聞くなければならない。

5 建設大臣は、第一項に規定する認可の申請があつたときは、施行地区に供された施行規程及び事業計画を二週間公衆の議論に供しなければならない。

6 利害関係者（土地区画整理法第二十一条第二項に規定する利害関係者をいう。）は、前項の規定により施行規程及び事業計画を二週間公衆の議論に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、建設大臣は、前項の規定により意見書提出することができる。

7 建設大臣は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるとときは、公団に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるとときは、公団の旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

8 公団が前項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を命じえたときは、その修正に係る本項について、更に第五項から第六項までに規定する手続を行ふべきものとする。

9 鹿嶋大臣は、第一項に規定する認可をしたときは、遅滞なく、並んで、設置令で定める事項を公告しなければならない。

10 公団は、前項の公告があるまで、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

11 公団は、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするとときは、鹿嶋大臣の認可を得なければならぬ。

12 第一項の規定は、前項に規定する認可の中止をしようとするときについて、第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとするとき（政令で定める経営をしとうとするときを除く）について、第九項及び第十項の規定は、前項の規定による認可をしたときの当つて、（土地区画整理審議会）

第三十七条、公団が施行する土地区画整理事業ごとに、公団に土地区画整理審議会（以下本条において「審議会」という。）を置く。

2 施行地区を工区に分けたとては、前項に規定する審議会は、区ごとに置くことができる。

3 土地区画整理法第五十六条第三項及び第四項並びに同法第五十九条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる場合について準用する。この場合は市町村長とあるのは「日本

おいて、同法第五十八条第三項第七項及び第八項並びに同法第十二条第一項中「都道府県知事」

宅公団施設」と、同法第六十四条  
中「都道府県又は市町村」とあるの  
は、「日本住宅公団」と読み替えるも  
のとする。  
第十九条の規定は、審議会の委  
員について準用する。  
(評議員)  
第三十八条 土地区画整理事法第六十  
五条の規定は、公団が施行する土地  
区画整理事業について準用する。  
この場合において、同法第一項中  
「都道府県知事又は市町村長」とあ  
るのは、「日本住宅公団總裁」と、同  
法第二項及び第三項中「都道府県  
又は市町村」とあるのは「日本住宅  
公団」と読み替えるものとする。  
2 第十九条の規定は、前項におい  
て雇用する土地区画整理事法第六十  
五条第一項の規定により選任され  
る評議員について準用する。  
(技術的輔助の請求)  
第三十九条 公団は、公団が施行す  
る土地区画整理事法第三条の二第一  
項の規定による土地区画整理事業事  
業の進行の準備又は進行のため、  
建設大臣、都道府県知事及び市町  
村長に対し、土地区画整理事業に  
關し専門的知識を有する職員の特  
別的援助を求めることができる。  
(費用の負担)  
第四十条 公団が施行する土地区画  
整理事業に要する費用は、公団が  
負担する。  
2 公団は、公団が施行する土地区  
画整理事業の施行により利益を得  
ける地方公共団体に対し、その利  
益を受ける限度において、その土  
地区画整理事業に要する費用の一

部を負担することを求めることができる。

前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と建設大臣と地方公共団体との協議して定める。

前項の協議が成立しないときは、当事者の申請に基き、建設大臣が算定する。この場合において、建設大臣は、当事者の意見を聞かなければならぬ。

地方公共団体は、第三項又は前項の規定により定められた負担金と、政令で定めるところにより、当該地方公共団体の発行する地方債の征収をもつて納付することができる。

(説明)  
第四十一条 公團又は行政が、公團が施行する土地開拓整理事業に関する、土地開拓整理法又は本章の規定に依りした処分に対しても不服のある者は、当該処分のあつた日から一月以内に建設大臣に訴願することができる。

(土地開拓整理法の適用)

第四十二条 公團が施行する土地開拓整理法第三条の第二項の規定による土地開拓整理事業について

は、公團を同法第三条第四項の規定により土地開拓整理事業を施行しようとして、又は施行する市町村長とみなし、当該土地開拓整理事業を同法同条項の規定により市町村長が施行する土地開拓整理事業とみなしして、同法第七十二条第一項前段及び第二項から第七項まで、第七十三条第一項第十四条、第

八十五条第一項及び第三項から第五項まで、第八十六条、第八十七条、第八十八条规定から第七項まで、第八十九条から第九十五条まで、第九十六条第一項及び第三

項、第九十七条第一項及び第三項、第九十八条から第一百七条まで、第一百八条第一項前段、第一百九条、第一百十条第一項から第四項まで、第一百一一条から第一百七十七条まで、第一百二十二条から第一百二十九条まで、第一百三十五条まで並びに第一百三十九条から第一百四十二条までの規定を適用する。ただし、土地開拓整理法第七十三条第一項、第七十八条第一項及び第一百一一条第一項から第三項までの規定による損失の補償は、公團が行うものとし、同法第九十六条第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、同法第三百三第四項の公告があつた日の翌日において、公團が取得するものとする。

(都道府県知事又は市町村長が施行する土地開拓整理事業の費用の負担)

第四十三条 公團は、土地開拓整理法第三条第四項の規定により

は、公團の行、住宅の建設又は宅地の造成のために必要であると認めたものについては、その土地開拓整理事業に要する費用の全部又

は一部を負担する。

前項の場合において、公團が負

担する費用の額及び負担の方法は、公團と建設大臣と地方公共

団体との協議して定める。

前項の規定は、前項の協議が成立しないときについて

は、当事者の申請に基き、建設大臣が算定する。

地方公共団体は、第三項又は前項の規定により定められた負担金と、政令で定めるところにより、当該地方公共団体の発行する地方債の征収をもつて納付することができる。

(説明)  
第四十四条 公團は、毎事業年度、

第四十五条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

(予算等の認可)  
第四十六条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

(利害及び損失の処理)  
第四十七条 公團は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を

出資した地方公共団体に提出しなければならない。

4 公團は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務省及び地方公共団体に告げし、かつ、各事務所に掲えて置かなければならぬ。

5 公團は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務省及び地方公共団体に告げし、かつ、各事務所に掲えて置かなければならぬ。

6 公團は、建設大臣の認可を得て、住宅賃券の発行に關する事務の全額又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前項の規定により委託を行つた銀行又は信託会社については、同法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定を適用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、住宅賃券に關する必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付等)  
第五十条 政府は、公團に対し、期若しくは短期の資金の貸付をし、又は住宅賃券の引受けをするこ

算書(以下本文において「財務諸表」といふ。)を作成し、決算実績表とし、年内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書を提出するものについては、適用しない。

第六章 財務及び会計  
(事業年度)  
第四十八条 公團は、毎事業年度、年四月一日に始まり、翌年三月三十日まで終る。

2 公團は、前項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務省及び地方公共団体に告げし、かつ、各事務所に掲えて置かなければならぬ。

3 公團は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務省及び地方公共団体に告げし、かつ、各事務所に掲えて置かなければならぬ。

4 第一項の規定による住宅賃券の貸付者は、公團の財務について財務諸表及び決算報告書を公團に提出し、かつ、各事務所に掲えて置かなければならぬ。

5 前項の先取権の順位は、民法の規定による一般の先取権相次ぐものとする。

6 公團は、建設大臣の認可を得て、住宅賃券の発行に關する事務の全額又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前項の規定により委託を行つた銀行又は信託会社については、同法(明治三十二年法律第四十八号)

第三百九条から第三百十一条までの規定を適用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、住宅賃券に關する必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により委託を行つた銀行又は信託会社については、同法(明治三十二年法律第四十八号)

第三百九条から第三百十一条までの規定を適用する。

10 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、住宅賃券に關する必要な事項は、政令で定める。

11 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、住宅賃券に關する必要な事項は、政令で定める。

12 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、住宅賃券に關する必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)  
第五十一条 政府は、法人に対する法律の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公团の債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)  
第五十二条 公团は、毎事業年度、長期借入金及び住宅債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)  
第五十三条 公团は、次の方法によ

る場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他の建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十四条 公团は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)  
第五十五条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののはか、公团の財務及び会計に関する必要な事項は、建設省令で定める。

(監督)  
第五十六条 公团は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公团に対して、その業務に因

し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)  
第五十七条 建設大臣は、必要があ

ると認めるときは、公团に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公团の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることがある。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯録検査のために認められたものと解してはならない。

4 第八章 惩則

(業務監査法等の適用)  
第五十八条 業務監査法(昭和二十一年法律第二百一号)第十八条及

び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第二十三条の規定の適用については、公团は、國とみなす。

(犯録)  
第五十九条 恩給法(大正十二年法

律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員となり得る者(以下本条において「公務員とみなされる者」といふ。)は、その公務員又は公務員とみなされる者とみなされる者との間に、更に引き続

きして公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続

きして在職し、更に引き続いて公團の役員又は職員となり、更に引

きして公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続

きして在職する者とみなされる者

として在職する者とみなされる者

として在職する者とみなされる者

として在職する者とみなされる者

の三の規定の適用については、法律第七十七条及び第八十条第一項中の「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは、又は住宅金融公庫法第三十八条第一項中「引き続いて同条件を立入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることがある。」又は公務員とみなされる者は日本住宅公团の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七条及び第八十条第一項の規定を準用するものとする。

3 公團の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公團の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者とみなされたときの規定により就職を再就職とみなす。

4 第七十七条及び第八十条第一項の規定を準用するときは、前項の規定により就職を再就職とみなす。

5 第三項の規定の適用を受ける者は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短年数に達する者については、

6 第六条 公團は、前項第一項(他の規定の適用又は準用について在職し)と読み替えるものとす

る。

7 第六条 公團は、前項第一項(他の規定の適用又は準用について在職し)と読み替えるものとす

る。

8 第六条 公團は、前項第一項(他の規定の適用又は準用について在職し)と読み替えるものとす

る。

9 第六条 公團は、前項第一項(他の規定の適用又は準用について在職し)と読み替えるものとす

る。

4 第一項 他の法律の規定において第一項の規定により読み替えるべき

一 第五十三条の第一項の規定によ

る規定をしらべること。

2 建設大臣は、第四十条第四項

一項の規定を準用するときを含むこと。

3 第五十五条の規定により建設

省令を定めることとする。

4 第五十五条の規定により建設

省令を定めることとする。

5 第三項の規定による職員

についての恩給法第六十四条第一項の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

年数に達する者については、

6 第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定に違反して報告をせず、

7 第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定により読み替えた法律第

一項の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

年数に達する者については、

8 第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定により読み替えた法律第

一項の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

三 第五十三条の第一項の規定によ

る規定をしらべること。

4 第五十五条の規定により建設

省令を定めることとする。

5 第三項の規定による職員

についての恩給法第六十四条第一項の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

年数に達する者については、

6 第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定に違反して報告をせず、

7 第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定により読み替えた法律第

一項の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

年数に達する者については、

8 第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定により読み替えた法律第

一項の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

年数に達する者については、

9 第六十二条 公團が第五十七条第一項の規定により読み替えた法律第

一項の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

年数に達する者については、

四 第五十三条の規定による職員としての在職年が普通恩給についての最短

年数に達する者については、



## 2 日本住宅公团監理官は、建設

省の職員のうちから、建設大臣

が命ずる。

第十二条 第二号中「公團」を加え

の下に「日本住宅公團」を加え

る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

## 住宅融資保険法案

## 住宅融資保険法

(目的)

第一条 この法律は、住宅の建設等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の住宅の建設等に必要な資金の貸付につき保険を行う制度を確立し、もつて健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の建設を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 主として人の居住の用に供する家屋をいう。

二 住宅の建設 住宅の新築(住宅以外の家屋の新築で人の居住の用に供する部分に係るもの及び新築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの)の購入を含む。若しくは住宅の移転又は家屋の増築、改築、修繕若しくは被爆者、人の居住の用に供するため若しくは居住性を良好にするために行うものをいう。

三 金融機関 銀行(日本銀行を除く)、保険会社、無尽会社、若しくは施設の建設に必要な土

## 同組合をいふ。

## 四 賦付 相互銀行法(昭和二十一年法律第四百九十九号)第二条

第一項第一号の契約に基く給付及び無尽業法(昭和六年法律第四十三号)第一条の無尽による給付をいう。

## (保険契約)

第三条 住宅金融公庫(以下「公庫」という)は、事業年度又はその半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が貸付(給付を含む。以下同じ。)を行つたことを公庫に通知することにより、貸付金の額(貸付の場合は、当該承付に係る契約に基いて給付後に受け入れるべき掛金の額。以下同じ。)の額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、公庫と当該金融機関との間に保険關係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる。

公庫は、前項の契約を結ぶときは、第十三条の規定による更生手続開始の決定がなされたとき

2 金融機関は、保険事故の発生の日から三月を経過した後ではなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

第五条 保険關係においては、貸付金の額を保険金額とし、弁済期

(給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時)における債務の不履行による貸付金の回収未済(給付の場合には、掛金の受入未済。以下同じ。)又は会員更生法(昭和二十七年法律第四百七十二号)の規定による更生手続開始の決定若しくは商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百八十一条の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済を保険事故とし、保険金額に百分の八十を乗じて得た額を保険金額とする。

第六条 公庫は、保険關係における合計額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、第三条第一項の契約を結ぶことができない。

(保険料)

第七条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額以内とす

地の造成のための貸付であることを。

第八条 公庫が保険關係に基いて支払べき保険金の額は、保険金額から金融機関がその支払の請求をする時まで貸付金の回収(給付の期間の満了の時までの期間)が六月以上であること。

(保険金額、保険事故及び保険金額)

二 貸付期間(給付の場合)は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間)が六月以上であること。

(保険金額)

三 貸付(給付の場合)は、保険事故の発生の日から三月を経過した後ではなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

四 公庫は、この法律に基く業務開始の際、保険約款を定め、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

(主務大臣)

第五条 公庫は、この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とする。

(通則)

第六条 公庫が、第十三条の規定による承認を受けた保険約款を紹かないで第三条第一項の契約を結んだときは、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下に過料に処する。

(附則)

第七条 公庫は、公庫の日から施行する。

(施行期日)

八 一 この法律は、公布の日から施行する。

(住宅金融公庫法の一部改正)

九 2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第四百五十六号)の一部を次のように改正する。

(第一項第一項中「基づき」を「基き」に改め、「開通すること」の下に、「及び住宅融資保険法(昭和三十年法律第四十三号)に基き金融機関に基づき保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全額若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条項の契約を解除することができる。」

(契約の解除等)

十 10 第二項第一項中「基づき」を「基き」に改め、「開通すること」の下に、「及び住宅融資保険法(昭和三十年法律第四十三号)に基き金融機関に基づき保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全額若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条項の契約を解除することができる。」

(第五条第三項に後段として次のように加える。)

11 第二項第一項中「基づき」を「基き」に改め、「開通すること」を加え

(法律の規定又は第三条第一項の契約の条件に違反したときは、保険關係に基く保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全額若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条項の契約を解除することができる。)

(この場合において、政府は、当該出資した金額又は一



りそれぞれ反対意見が述べられ、採決を行なった結果、多数をもつて本法案は可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、源昌山三男君より次のようないふた附帯議案が提案され、採決の結果、多数をもつて本法案の附帯議案とすべきものと決定いたしました。附帯議案の内容は次の通りであります。

卷之三

取り上げておる現政府において、本計画が何ゆえに第一期の十八万戸建設計画を下回る十五万五千戸に減少されたかということでありました。これに対しましては、三十年度の五万戸を差し引いて、國の經濟計画による国民所得の増加等を考慮して本計画を樹立したのであり、従来の公営住宅の中でも同アパートの分を公団に移していくので、実質的には第一期計画に劣らないものである旨の答弁がありました。

かくて、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り承認すべきものと決定した次第であります。

以上をもつて三案件についての御説明を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次郎) 討論の通告があなた日本として、だいま問題となります。順次これを許します。小松登君

君。

〔小松登君登壇〕

内宿客住宅、厚生年金利用の住宅等  
分れ、まことに複雑多岐でござります  
が、この上さらに公団住宅を加える  
事が果してあるございましょうか  
しかも、わざか二万户の住宅建設の  
ために、何もわざわざ公団組織まで新  
に設ける必要はないのです。  
府は、この住宅公団の新設によつて  
選舉の一枚看板であった住宅政策を  
い、さもつともらしく宣伝相場め  
おりますが、これこそは選舉公約の  
十二万戸住宅建設のふるしきの大  
かつたことを補正する意味での新設  
団であり、立法措置によつて国民の  
判の目を避けるといふものである  
あります。(拍手)

民間資本の導入、宅地の造成とい  
ことによつて一応設立の申しわけは  
たしておりますが、これらのことは  
従来の雇労住宅なりあるいは公庫建  
設の拡大活用によつてできることであ  
りまして、公庫設立の絶対要件は  
得ないのであります。このことは極  
めて文句は一變しません。

言ひがたいのであります。いたずらに高ねの花を思ひしめる高級耐火住宅であります。すでに、公団住宅は、その発足の当初において、国民大衆より離れた設計によつて設置されようとしておるところに、最大の欠陥を見出しております。政府が住宅建設に注ぎ込む熱意は、組織や機構を作ることではありません。投下資金の増加をはかり、宅地、家屋の造成を急にやることであると存じます。

さきに、鳩山首相は、防衛分担金を減額しても住宅を建設すると公言いたしました。また、一萬田大蔵大臣も、昨年十二月十一日の日本経済新聞社の座談会で、庶民住宅は防衛費といふ概念でやると言われております。その拳前の宣伝的熱意は丁解いたしませんが、かりにも国土を住宅建設によつて防衛しようとする意図があつたならば、何がゆえに、わずかな一億円の住宅資金七億九千万円ないし四十四億円の産業住宅を民間資本に転嫁せず、なぜか少しつづく材を投資する増加によつて

取り上げておる現政府において、本計画が何ゆえに第一期の十八万戸建設設計画を下回る十五万五千戸に減少されたかということでありました。これに対しましては、三十年度の五万戸を基本として、國の経済計画による国民所得の増強等を考慮して本計画を樹立したのであり、従来の公営住宅の中でも、アパートの分を公団に移しているので、実質的には第二期計画に劣らないものである旨の答弁がありました。

かくて、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り承認すべきものと決定した次第であります。

以上をもつて三案件についての御報告を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次郎) 討論の通告があります。順次これを許します。小松幹君。

〔小松幹君登壇〕

○小松幹君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本住宅公団法について、一二、三の意見を述べて反対いたすものであります。

もちろん、われわれといたしまして、國民の渴望する住宅建設に対し、熾烈なる熱意こそ持て、それについて何らの反対をいたしたものでございません。しかしながら、政府が提案している日本住宅公団法は、わざかな民間資本導入のために新たな公団組織を設け、いたずらに重複する住宅建設機構を作り、しかも、結果として四千円以上の高い家賃と、狭い十二坪住宅を建設しようとする計画であるがゆえに、反対いたすものでございます。(拍手)

現在、住宅建設は公営住宅、公庫住宅、労働者住宅、さらに公務員住宅、

入植者住宅、厚生年金利用の住宅等分れ、まことに複雑多岐でござりますが、この上さらには公團住宅を加えること、要が果してあるございましょうか。しかも、わざが二万户の住宅建設のために、何もわざわざ公団組織まで新設する必要はないであります。公団は、この住宅公団の新設によつて、一枚看板であった住宅政策を確立し、さもっともらしく宣伝相務めに設ける必要はないであります。

おりますが、これこそは選舉公約の十二万戸住宅建設のふろしきの大敗因であります。このことは極めて明白であります。このことは極めて明白であります。

従来の産業住宅なりあるいは公庫住宅の拡大活用によってできるところであります。このことによつて、公團設立の絶対要件ではあ

りません。公團設立の絶対要件ではあります。このことは極めて明白であります。

すれば、政府は一般貸貸し住宅資金の必要なわざか七億九千万円の資金を公団より受け入れるために住宅公団を設立しようとおっますが、これらのことばは、このことこそ、政策の貧困を示し、政府投資の偏重化を如実に示してゐるものであると思ひます。(拍手)

しかしながら、その二万户の建設住宅が真に大衆の望む低家賃の住宅であり、零細なる家賃を労働者の住宅で譲り受け得るといいの安価なものである

らば、公團建設もまた何を言わんとするかといいます。しかし、現在見込まれる四千円以上の高家賃の計算によつておる大衆のための住宅建設であると

言がたいたいのです。いかで、必  
たたかに高ねの花を思ひしめる高級耐火住宅で  
あります。すでに、公団住宅は、その  
発足の当初において、国民大衆より遙  
離した設計によって設置されようとして  
おるところに、最大の欠陥を見出さ  
のあります。政府が住宅建設に注目し、  
込む熱意は、組織や機構を作ることで  
はありません。投下資金の増加をは  
り、宅地、家屋の造成を急にやるこ  
とであると存じます。  
さきに、鳩山首相は、防衛分担金を  
減額しても住宅を建設すると公言いた  
しました。また、一萬田藍太郎大臣も  
昨日十一月十二日の日本経済新聞社  
座談会で、庶民住宅は防衛費といふ理  
由でやると語られております。その運  
営前の宣伝的熱意は了解いたしませ  
んが、かりにも国土を住宅建設によつて  
防衛しようとする御熱意がおありに  
なるならば、何がゆえに、わざかな一  
住宅資金七億九千万元ないし四十四億  
の産労住宅を民間資本に転嫁せず、政  
府みずから財政投資の増加によつ  
て公営住宅の飛躍的増築をはからなか  
なかたかと言いたいのであります。(拍手)  
結局、政府は、防衛分担金を減額して  
なかつた公約不履行の肩がわりに公  
を設け、資金不足を民間に求め、責  
を転嫁しようとしているにすぎない  
であります。

官 報 (号 外)

13

不足が原因であつて、このことの積極的解決がなされるならば、何も公団を作つて公団住宅に切りかえる必要はないのです。政府は地方自治団体の住宅資金対策を何ら考慮もせず、して、公営住宅にかかるに公団住宅を持ち出したことは、本末転倒もはなはだしいと言わなければならぬのであります。(拍手) 国民が現在一番望んでいるものは、安貸の低い公営の住宅であり、家賃の高い公団住宅ではないのです。民間資本を入れる公団住宅が高額な家賃となることは、当然であるのです。しかも、政府は、公団住宅のうちは、一万戸は労働者の住宅であつて、産業労働者のためのものであると説明しておりますが、月々一万円以上になる現金の高い分譲契約等のことが果して労働者のあがない得る分譲住宅であるということは、多分に疑問があるのではないかと思います。(拍手)半面、分譲があることの悪質なる産業資本家の好みとなることも考えられるのです。(公団分譲結果として、産業資本家の住宅建設の権性を弱め、差労住宅の複雑性を増のみであつて、住宅建設のために何を前進する意味のものではありません) 次に、住宅公団という法人組織がかかる経済的な立場を持つておるか性格は不鮮明であります。ただ民間を借りればサービスの団体であるよにも解釈されます。しかしながら、

本主義社会において、民間資本の投資が無計劃に行われ、資本の利潤を考えないで公益奉仕するところ考へられないものであります。民間資本はあくまでも當利を追求すると思わねばなりません。今後政府がこの公團資本の利潤を擁護してやらない限り、民間資本の利潤を負担されることは必定であります。日本の政治家や日本の政府は、何か財政的に行き詰まり経営に困難を感じ生ずると、公社を作つたり公團と新設したりして、その責任を転嫁するならぬしがあるようでござります。(拍手)これが政治として必ずしもよい結果をもたらしていないこともまた事実でござります。かつての食糧公團、住宅公團等、その公益性のゆえに個別化となら、民間資本が公益といふ側面のものに運営をひさばり、逆に民間に悪用され、不明瞭なる公團運営となつて当初の目的を満足されなかつた例も幾多あるのでございまして、また現においても、多く設立されたる國鉄公社等のごとき何々へ公社も、その公益性のために、政府資金に泣きつきくかあるは運賃値上げによる公團組織はいかに運営していくか問題でもあります。公團によつて建設された住宅に一切負荷され、寄生虫しようか。また、将来水がぐれにふくらむ公團組織はいかに運営していくか問題でもあります。公團によつて建設された住宅に一切負荷され、寄生虫の存在となることは必定であります。

数年後の住宅のガンは住宅公團運営であることを予想されるのであります。

以上のことからして、一時的に公団組織を作るよりも、従来の公营、公庫住宅建設を強力に推し進めることが住宅対策として最上の策であると考えるのであります。

なお、私は最後に一言申し上げたいのであります。が、この公団組織による住宅建設は都市中心であり、農村住宅、開拓住宅、漁村住宅のための努力が何ら払われていないことを直に感ずるのであります。(拍手)国家資本での投入の均衡はかかるに、農村にも文化の恩恵、住宅の建設をもたらすために、従来の公营、公庫住宅建設を強力に拡大推進、さらに国設住宅の全面実現まで企図していくことが、現在等細なる国民の多い日本の歩むべき道ではないかと私は存じます。

よって、こそくな、發展性のない、今次政府が提案しておる日本住宅公団の設立に反対し、本法案の撤回を求めるものでござります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 中島謙君。

〔中島謙君登壇〕

○中島謙君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつてゐる日本住宅公團法案に反対するものであります。

鳩山民主党内閣は、選舉の際、住宅四十二万戸建設を公約したのであります。して、内政問題といたしましては最も重要な政策の一つであります。たたいま本会議場において討論、採決せんとする日本住宅公團法案は、鳩山内閣の住宅政策のその根幹をなすものであります。鳩山内閣の住宅政策

全般が当面せる住宅困難者と縁遠いものであり、その実質において昨年度の自由党吉田内閣にすらはるかに劣つてゐると断言せざるを得ないのであります。およそ、住宅政策策定に當つては、住宅困难度の最も高い階層はいかなる階層であるかの点を把握し、しかる後に、これを基盤として住宅政策を樹立すべきであると思うのであります。しかるに、政府は、これら的基本的な資料は何らなく、建設委員会における答弁にも、大体月収一万二千円ないし二万八千円の低額所得者ならんとのことであり、その数字も少くかんないものであります。ただいま申し上げましたこと、住宅政策の基盤たるべき住宅困難度の高い階層の調査すらなくて計画立案された政府の住宅政策は、選舉公約にとらわれて、たゞ單に四十二万戸の数字に合致すればよいといふ、でたらめの政策であるとしか私は思えないのであります。(拍手)

の融資七万五千戸を予算に計上しているのであります。便所も台所もない一室を一戸として計算することは、全世界で看板内面をもつて嘴矢とするものであります。(拍手)

第三に、住宅困難者の最も要望する公営住宅の建設であります。昨年度、すなはち昭和二十九年度は五万一千九百四十六戸であり、本年度は五万二千四十一戸であります。昨年度と比較してわざわざに全国で九十五戸の増加であります。しかるに、その内容は、昨年度が一戸建十五坪ないし八坪であったのであります。現政府は、最高十二坪として七坪、六坪を加え、大幅に建坪を削減して、八年以下六坪までの最も少い坪数の建設二万一千九百戸を計上しているのであります。住宅困難者の最も多い階層の要望する公営住宅に対する現政府の政策が、昨年度の政策より実質的にははるかに低下していることかはつきりとおわかりだと思うのであります。(拍手)

第四に、住宅金融公庫についてであります。昨年度は四万一千六百戸であります。本年度は七万五千戸となっていましたが、この七万五千戸のうちには、先ほど申し上げました増改築分、すなはち便所も台所もない一室を三万戸計上してあるので、これを差し引くと四万五千戸であり、昨年度よりわざわざに三千四百戸の増加であります。戸数において七強の増加であります。その内容においては、公営住宅と同様に融資率を大体において一〇%切り下けを行なつておられるのであつて、実質は昨年度より低下していると見るべきであります。昨年度における金融公庫の実績を、すなはち需要供給の状態をます

と申込者十四万九千三百九十四人に對し、承認料四万一千六百人で、わざわざに百人に對して二十七人九分であり、二十八年度においてもほぼ同じような状態にあるのであります。かくの如く、多数の希望者のある金融公庫の拡充強化をはかるべきであるにかぎらず、逆に融資率を一〇・九%引き下げることによりも効いていることが、ここではっきりと現われているのであります。(拍手)

第五に、今回新たに創設される日本住宅公団法による事業計画あります。事業費百六十六億円を計上し、可供有土地三万五千坪を現物建設とする計画であります。すなわち、一戸当たり八十三万円となるのであります。建設後の家賃について、建設委員会の質疑に対する答弁として、政府はいまだ正確な答弁をしていないであります。公団のみに対し、大額な保護政策も、他の問題もござりまして、ることは困難だと考へて、政府は、この公団法による住宅は、一千円であるということは大よそ想像つくのであります。以上の点から見て、月取玉三万円前後の高額所得者を対象としたものと言わねばなりません。ゆえに、この公団法による住宅は、困窮度の最も高い階層、すなわち、月取二万円前後の階層に対しては何ら關係がないところの住宅建設であります。

この点が私の日本住宅公団法に対する第一の理由であります。

住宅公団に対する反対の第二の理由は、いたしましては、住宅金融公庫の建設は、昭和二十八年度は百五十八億円に対しても建設費数四万户、すなわち一戸一千六百人で、二十九年度は百四十二億円に

ことは、われわれの配慮に新たなるところあります。私は、自由党の議君がわれわれに開闢して本法案を否決されることを期待して、反対討論を終るものであります。(拍手) ○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。  
これより採決に入ります。  
まず、日程第四につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)  
次に、日程第五につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。  
次に、日程第六につき採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り可決いたしました。  
次に、日程第七につき採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。  
○長谷川四郎君 照給法の一部を改する法律の一部を改正する法律案の旨説明は延期し、明十七日定期より会議を開くこととし、本日はこれに對して本件は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて動議のことく決しました。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこれにて散会いたします。  
午後二時四十分散会

出席國務大臣　　建設大臣　　竹山祐太郎君  
出席政府委員　　外務政務次官　　國田　直君

朗説を省略した報告

一、去る十四日内閣を経由して郵政大臣 松田竹千代君から益谷議長宛、日本電信電話公社法施行法第十八条第三項の規定に基く報告書を受領した。

一、昨十五日參議院議長から、国会において承認することを認決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

一千九百三十六年の危険薬品の不正引用の防止に関する条約の批准について承認を求める件

一、昨十五日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を領した。

農業共法再保險特別会計の歳入不充たしめるための一般会計からの繰り戻しによる法律

昭和二十九年の台風及び冷害により被害農家に対して米穀を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特種会計に生ずる損失をさうめるための一般会計からの繰り戻しによる法律

一般会計からの繰り戻し金における特種会計の給付と、漁船保険特別会計の給付との割合を改正する法律

一、去る十四日議長において、次に任職員の辞任を許可した。

内閣委員　　渡邊　惣作  
大蔵委員　　石山　耀吉  
文教委員　　永山　忠房

農林水産委員	田中 利勝君	鶴井 錠高君
商工委員	神田 大作君	田中 利勝君
予算委員	大作君	大作君
議院運営委員	小林 信一君	鶴井 錠高君
社会労働委員	平野 三郎君	田中 利勝君
内閣委員	長谷川 保君	鶴井 錠高君
大蔵委員	海津 義高君	鶴井 錠高君
文教委員	加藤鑑五郎君	鶴井 錠高君
社会労働委員	石山 楠作君	鶴井 錠高君
水山 忠則君	田中 利勝君	鶴井 錠高君
神田 大作君	平野 三郎君	鶴井 錠高君
農林水産委員	石田 博英君	鶴井 錦高君
商工委員	神田 大作君	鶴井 錦高君
田中 利勝君	松野 錦三君	鶴井 錦高君
予算委員	小山 亮君	鶴井 錦高君
議院運営委員	安藤 譲君	鶴井 錦高君
一、昨十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。		
地方行政委員	安藤 譲君	鶴井 錦高君
法務委員	石田 博英君	鶴井 錦高君
大蔵委員	大作君	鶴井 錦高君
中村 寅太君	瀧井 義高君	鶴井 錦高君
文教委員	柳崎 錦三君	鶴井 錦高君
社会労働委員	芳夫君	鶴井 錦高君
石山 楠作君	堂森	鶴井 錦高君
農林水産委員	有馬 錦武君	鶴井 錦高君
小枝 一雄君	山本 猛夫君	鶴井 錦高君
通信委員	岡 良一君	鶴井 錦高君
建設委員		
中山 栄一君	久野 忠治君	鶴井 錦高君
赤路 友蔵君		
予算委員		
一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		
地方行政委員	鶴井 錦高君	鶴井 錦高君
法務委員	今松 治郎君	鶴井 錦高君

君 り石 石 石



